

佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託

業務内容説明書

令和8年7月

佐野市水道事業

佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託業務内容説明書

1. 業務概要

(1) 業務名

佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託

(2) 業務内容

佐野市水道事業が所管する水源地、浄水場、配水場、加圧施設、減圧施設等の運転管理について、次に掲げる業務を委託する。業務内容の詳細については、「8. 業務の詳細な説明及び要求水準に関すること」を確認すること。

ア 運転業務

イ 点検業務

ウ 水質管理業務

エ 環境整備業務

オ 物品等調達業務

カ その他業務

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの期間は習熟期間とし、現行の業務受注者より引継ぎを受けるものとする。習熟期間中の薬品、消耗品等のユーティリティの調達は現行の業務受注者において措置する。

2. 提案限度額

(1) 提案限度価格

1,072,500,000円（消費税込み）を上限とする。

（契約期間のうち、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの額。習熟期間は受注者の費用負担。）

(2) 最低制限価格 無

3. 資格要件及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（同令

第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者でないこと。

イ 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類M(施設・設備等維持管理)」のうち「小分類3(上下水道施設管理)」に登録されている者であること。

なお、公告の日現在で登録されていない者は、受付印が押印された入札参加等資格審査申請(物品等)受付票の写しを参加表明書に添付して提出すること。

ウ 佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

オ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事又は機械器具設置工事の総合評定値(P)が1,000点以上の者であること。

カ 共同企業体による参加者でないこと。

キ 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県のいずれかに本社、本店又は支店、主たる営業所、代理人を置く営業所を有している者であること。

ク 過去10年以内に日本国内の水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業において、紫外線照射装置又は膜ろ過装置を設置している浄水場(排水処理を除く。)の浄水施設等運転管理業務実績が3年以上ある者であること。

ケ 過去10年以内に水道施設において、建設業法に基づく電気工事又は機械器具設置工事のいずれかにおける契約額が1件あたり4,500万円以上の施工実績又は同等の実績を有している者であること。

コ 次に掲げる有資格者を配置又は組織できる者であること。

- ① 水道技術管理者の資格を有し、かつ浄水場又は配水施設等の運転管理の実務経験が3年以上ある者
- ② 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者
- ③ 電気主任技術者の資格を有する者

- ④ 電気工事士の資格を有する者
- ⑤ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）の資格を有する者
- ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者
- ⑦ 消防設備士乙種第6類の資格を有する者

サ 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(2) 提案書を特定するための評価基準

- ア 業務実施体制に関する提案
- イ 運転業務に関する提案
- ウ 点検業務に関する提案
- エ 水質管理業務に関する提案
- オ 危機管理に関する提案
- カ その他業務に関する提案
- キ 事業費
- ク プレゼンテーション及びヒアリング

4. 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期(令和8年度)
実施手続き開始の公告	7月6日(月)
要領及び業務内容説明書の交付	7月6日(月)～7月31日(金)
質問受付	7月6日(月)～7月22日(水)
現地説明会の開催	7月17日(金)
参加表明書の受付期限	7月31日(金)
提案資格確認結果書及びプロポーザル参加要請書の通知	8月12日(水)
提案書提出期限	9月14日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング	10月13日又は14日(予定)
特定・非特定通知書の通知	11月上旬
協議	11月上旬～12月上旬
契約締結	12月上旬

5. 手続き等

- (1) 要領及び業務内容説明書等の配布方法

ア 交付期間 令和8年7月6日(月)から7月31日(金)まで

イ 交付場所及び方法

応募者は、要領等を佐野市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

(アドレス https://www.city.sano.lg.jp/sp/suidokyoku/business/1_1/index.html)

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年7月31日(金)

午後5時まで(必着)

イ 提出場所 5(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。

(3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年9月14日(月)

午後5時まで(必着)

イ 提出場所 5(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時 令和8年10月13日又は14日(予定)

イ 場所 佐野市役所(佐野市高砂町1番地)(予定)

ウ 実施方法

- ・提案書の提出者は、プレゼンテーションを30分以内で実施し、当該提案書について20分程度のヒアリングを受けるものとする。
- ・プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。ただし、使用する電子機器は提案書の提出者が準備するものとする。
- ・提案書の提出者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
- ・プレゼンテーションの参加者は、配置予定総括責任者を含め提案内容を熟知している4名までとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧(要領別記様式第6号)により、参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。

(5) 担当課

〒327-0003

栃木県佐野市大橋町1165番地

佐野市上下水道局 水道課 水道計画係
電話 0283-22-1696
FAX 0283-23-2747
メールアドレス suidou@city.sano.lg.jp

6. 提案書の作成様式、記載上の留意事項

(1) 提案書作成様式

ア 提案書は、提案書(要領別記様式第3号から第3-8号まで)とする。また添付書類等について、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じを基本とすること。図表等を使用する場合において、「A3版」を使用するときには、折り綴じること。また、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述をしないこと。

イ 提案書は、提出後の差し替え、追加はできないものとする。

(2) 記載上の留意事項

ア 業務実施体制に関する提案

本業務への取り組み姿勢、本業務内容説明書を踏まえ、本業務を実施するにあたっての業務実施体制の考え方、人員配置、資格、勤務体制、従事者への教育、安全衛生管理について、簡潔にまとめること。

イ 運転業務に関する提案

本業務内容説明書を踏まえ、本業務を実施するにあたっての運転管理全般に関する考え方、施設特性を踏まえた実施方法について、簡潔にまとめること。

ウ 点検業務に関する提案

本業務内容説明書を踏まえ、点検業務全般に関する考え方、点検計画、軽微な修繕に関する考え方について、簡潔にまとめること。

エ 水質管理業務に関する提案

本業務内容説明書を踏まえ、水質管理に関する基本的な考え方、水質検査計画を踏まえた水質検査について、簡潔にまとめること。

オ 危機管理に関する提案

本業務内容説明書を踏まえ、危機管理全般(想定する事象、対応策、危機管理体制、訓練、賠償保険等)に関する基本的な考え方及びその対処方法について、簡潔にまとめること。

カ その他業務に関する提案

本業務を遂行するにあたり、業務品質の向上に向けた取組み、地域貢献、

見学者対応について、簡潔にまとめること。

キ 事業費用についての提案

事業費用について、事業費用内訳明細書を作成し提案すること。

(3) 問合せ先

「5 (5)」に同じ

7. 要領及び業務内容説明書、提案書に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、要領及び本業務内容説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年7月6日(月)午前8時30分から

令和8年7月22日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

ア 持参、郵送又はファックスにより提出し、併せて同内容を電子メールに添付して提出すること。なお、提出は受付期間内に必着すること。

イ 質問用紙は、質問書・質問回答書(要領別記様式第4号)を用いること。

ウ 持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

エ 受付期間を過ぎて提出されたものは受け付けない。

オ 電話による問合せは受け付けない。

(4) 提出場所

「5 (5)」に同じ

(5) 回答方法

回答は、令和8年7月27日(月)(予定)までに、佐野市上下水道局ホームページへ掲載する。

(アドレス https://www.city.sano.lg.jp/sp/suidokyoku/business/1_1/index.html)

8. 業務の詳細な説明及び要求水準に関すること

次「佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託業務仕様書」に規定する。

佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託業務仕様書

第1章 総則・一般事項

(趣旨)

第1条 佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託業務仕様書(以下「本仕様書」という。)は、発注者及び受注者が佐野市水道事業浄水場等運転管理業務(以下「本業務」という。)を実施する上で、満たすべき本業務実施にかかる業務の水準を定めるものであり、また、受注者が具体的な実施方法等を提案する上での指針となるものである。

(適用)

第2条 受注者は、本仕様書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。

2 受注者は、本業務の契約期間にわたって、要求水準を遵守しなければならない。

3 受注者が提出する提案については、発注者と受注者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務範囲)

第3条 本業務委託は、水道施設のうち浄水場や配水場等の設備機器の運転・操作・点検を行うことを業務範囲とする。詳細については、第2章業務内容による。

(対象施設)

第4条 業務の対象施設は、別紙-1による。

(業務の履行)

第5条 受注者は、契約書、本仕様書、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

2 受注者は、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を備えるものとする。

3 受注者は、本業務が長期にわたり継続するものであることから、受注者が持つ技術力を活かし、様々な取組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

4 受注者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に果たすものとする。

5 本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの期間は習熟期間とし、現行の業務受注者より業務引き継ぎを受けるものとする。なお、業務習熟の方法、期間については受注者の提案に基づき、受注者、現行の業務受注者協議の上、詳細な内容を定めるものとする。

(業務の一部再委託)

第6条 本業務の実施にあたり、受注者は、書面により発注者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受注者は、業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

- 2 発注者は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(総括責任者の選任及び職務)

第7条 受注者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に届け出ることとし、総括責任者を変更したときも同様とすること。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 総括責任者は、契約書、本仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
- 5 受注者は、次に掲げる資格を有する者を総括責任者として配置すること。
 - (1) 水道技術管理者の資格を有する者
 - (2) 浄水場又は配水施設等の運転管理の実務経験が3年以上ある者
- 6 受注者は、次に掲げる有資格者を配置すること。
 - (1) 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者
 - (2) 電気主任技術者の資格を有する者
 - (3) 電気工事士の資格を有する者
 - (4) 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)の資格を有する者
 - (5) 酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者
 - (6) 消防設備士乙種第6類の資格を有する者

(貸与品)

第8条 発注者は、受注者に業務に必要な関係書類、工具等を貸与することができる。発注者が受注者に貸与する貸与品等は、別紙-2「貸与品」による。

- 2 受注者は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、発注者の許可を得て使用することができる。
- 3 受注者は、貸与品等について、台帳を作成して善良な管理を行い、発注者に報告しなければならない。

(事務室等の利用)

第9条 受注者は、発注者の許可を受け発注者の水道施設内の一部を事務室等として使用することができる。この場合において受注者は、善良なる管理者の注意をもって維持管理を行わなければならない。

事務室等の使用期間中、受注者の原因により汚損等があった場合は、受注者の負担により原状回復しなければならない。

業務に直接係る事務室等の使用にともなう電気、水道等は、発注者が

供与するものとするが、その使用にあたって、受注者は節約に努めなければならない。なお、ガス使用費は委託費内に含む。

(資料の保管)

第10条 受注者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、発注者の許可なくそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災の防止)

第11条 受注者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。

2 受注者は、感電、薬品類、ガス、酸欠空気、転落、その他業務遂行上危険が見込まれる場合は、発注者に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

3 受注者は、業務従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第13条 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合や異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

2 受注者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行った後、速やかに緊急連絡表に基づき発注者に連絡しなければならない。

3 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応の考え方について、発注者の危機対応マニュアル等を参考にして、緊急時対応マニュアルを作成すること。

4 受注者の提案に基づき、発注者、受注者協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取り組み)

第14条 受注者は、環境への取り組みについて、特に、次の事項について配慮すること。

(1) 環境への負荷の軽減に向けた取り組み

(2) 浄水場等の省エネ・低コストに関する取り組み

(関係法令遵守)

第15条 受注者は、業務委託履行にあたり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

(1) 労働基準法

(2) 労働安全衛生法

(3) 職業安定法

(4) 労働者災害補償保険法

(5) 水道法

(6) 電気事業法

- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13) 毒物及び劇物取締法
- (14) 個人情報保護に関する法律
- (15) その他この契約の履行に関する法律
- (16) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第16条 受注者は、受注者が作成して発注者の承認を得た様式に従い、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び点検整備報告書等を業務実施後、遅滞なく発注者に提出しなければならない。また、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び点検整備報告書等のなかに技術的問題がある場合は、その都度発注者に報告し、協議しなければならない。

(設備の点検整備)

第17条 受注者は、施設の性能を十分に発揮させるため、各種設備・機器の点検整備を行うものとする。

- 2 日常で行う点検は、五感を頼りに各種機器を巡視し、異常な音、振動、臭い、高温、油の漏れ及び各種計測機器の指針値等を確認し、異常を認めたときは、発注者に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- 3 日常で行う整備は、各種機器が正常に稼働するよう機器の清掃、機器の各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品の交換等を行う。

(機器の故障対応と軽微な修理)

第18条 受注者は、日常点検において不良箇所を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときには、速やかに発注者に報告し、必要な初期対応を行うこと。

- 2 故障の修理が1件あたり200万円(税込み)以下である場合には、発注者と協議した後、受注者が速やかに修理を行うこと。ただし、緊急を要する場合、必要な応急措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告すること。
- 3 受注者が行う修繕費については、総額7,500万円(税抜き)を委託料に含める。なお、各年度の修繕費の目安は1,500万円(税抜き)とする。当該年度で行った修繕費が1,500万円(税抜き)を上回る場合は、翌年度の修繕費で修繕を行うこと。
- 4 履行終了時に修繕費の総額7,500万円(税抜き)を下回る場合は、本業務が終了する年度の最終月に精算するものとする。
- 5 受注者は、修理を行った場合は、後日、修理の状況を記した書類を発注者に提出しなければならない。

(修繕・建設計画)

第19条 各施設の修繕計画は、発注者と受注者があらかじめ協議し、受注者が前年度までの運転業務及び点検業務の実績をもとにこれを作成する。

(業務の中断)

第20条 受注者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を発注者に連絡するとともに、発注者と協議して業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

(業務の引継ぎ)

第21条 受注者は、本業務が終了(契約が解除されたときを含む。)するときは、発注者が指定する者に本件業務に関する引継ぎを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 引継ぎの必要がない事由を受注者が書面で提出し、これを発注者が認めた場合

(2) 発注者が引継ぎの必要がないと認めた場合

- 2 受注者は、発注者と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び発注者の指定する者に技術指導を実施するものとする。
- 3 発注者は、本件業務引継ぎにあたり、必要に応じて、受注者及び現行の業務受注者との調整を行うものとする。
- 4 本件業務引継ぎに係る引継ぎ期間及び引継ぎの方法は、発注者、受注者及び発注者の指定する者と協議の上決定するものとする。

第2章 業務内容

(業務の実施)

第22条 受注者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに発注者が定めた監督職員と打ち合わせを行い、業務実施計画書を作成して発注者の承認を得なければならない。

- 2 業務実施計画書に記載が必要な事項は本仕様書によるものとする。
- 3 発注者は、前項において承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、受注者は誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 4 発注者は、緊急を要すると判断した業務については、受注者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受注者は発注者の指示に従い対応するものとする。
- 5 受注者は、業務履行にあたり設備・機器等及び図面類に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
- 6 受注者は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。
- 7 受注者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、発注者に報告しなければならない。

(業務委託の概要)

第23条 本業務委託の概要は、次のとおりである。

(1) 運転業務

ア 委託施設の機器等の運転状況確認

- イ 委託施設の運転監視業務
 - ウ 委託施設の機器運転操作、機器切替
 - エ データの記録・整理
 - オ 緊急時対応、緊急連絡
 - カ 停電時初期対応
 - キ 薬品の注入量管理
 - ク 薬品等の残量管理
- (2) 点検業務
- ア 委託施設の機械・電気設備の日常点検、月次点検、年次点検
 - イ 委託施設の点検計画表作成、機器管理台帳の整備
 - ウ 委託施設の消防設備保安点検業務
 - エ 委託施設の計装機器保守点検業務
 - オ 委託施設の設備・機器等に故障や不具合が発生した場合の調査、整備と軽微な修理
 - カ 委託施設の設備・機器等の軽微な整備
- (3) 水質管理業務
- ア 水処理状況確認業務（原水、浄水についての色、濁り、残留塩素濃度等の確認）
 - イ 水質検査業務
 - ① 日常検査（浄水場での色、濁り、残留塩素濃度、臭い等の確認）
 - ② 原水に係る水質検査（水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等原虫指標菌、クリプトスポリジウム等原虫検査等）
 - ③ 水質異常時の臨時の水質検査、緊急対応、事後処理
 - ④ 指定された給水区域末端の給水栓・排水栓にて行う残留塩素濃度及び捨水量の確認
 - ウ クリプトスポリジウム等対策業務（クリプトスポリジウム等対策指針に基づいた対策の実施）
 - エ 水質計器の点検・整備
- (4) 環境整備業務
- ア 委託施設の清掃業務
 - イ 委託施設の敷地内の除草及び植栽管理
 - ウ 委託施設の建物・敷地内の整理整頓、清潔の維持
- (5) 物品等調達業務
- ア 薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）の在庫管理と調達
 - イ 試験用試薬の在庫管理と調達
 - ウ 委託施設の燃料（灯油、軽油等）の在庫管理と調達
 - エ 可搬式中型発電機の調達及び機器の管理
 - オ 可搬式中型発電機の燃料の在庫管理と調達
 - カ 本業務委託に必要な備消耗品類の調達
 - キ 安全衛生関係部品の調達
- (6) その他業務

- ア 委託施設の保安状況、フェンスの確認、建物周辺の巡視業務
- イ 委託施設の施設確認と機械警備機器の操作
- ウ 機械警備警報発生時における警備会社からの通報受付と対応
- エ 夜間・土日祝日における、電話・来客者の対応
- オ 夜間・土日祝日における、配水管等の漏水の通報及び災害緊急通報時の水道事業職員・修理業者への連絡
- カ 施設見学者対応
- キ 苦情の受付と水道事業職員への連絡
- ク 地下水位の観測
- ケ 大橋浄水場及び田沼浄水場水道使用量の確認
- コ 業務毎の結果の記録並びに報告書類作成と管理

(業務実施要領の決定)

第24条 受注者は、前条各号の業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について、業務実施計画書に示し、提出すること。

2 業務実施計画書に第23条各項の業務に関する業務体制、配置人数等について、受注者の業務実施に関する方針、考え方、具体的方法をまとめて提出すること。

3 受注者が提案した提案内容に基づき、発注者、受注者が協議して詳細な業務実施方法を定めるものとする。

(業務体制)

第25条 受注者の業務体制は、次のとおりとする。

(1) 運転業務

ア 業務事業所には、最低1名を配置し、施設の運転監視及び連絡受付業務を行うこと。

イ 業務は、24時間の通年とする。

ウ 浄水場等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。

(2) 点検業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は通年で、昼間勤務とする。

(3) 水質管理業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は通年で、昼間勤務とする。なお、点検業務従事者と兼務できることとする。

(4) 環境整備業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は、昼間勤務とする。

(5) 物品等調達業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は、昼間勤務とする。

(6) その他業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

(7) 休憩時間、週休日数の就業については、発注者の水道事業職員の勤務時

間、休暇等に関する条例を参考にして定めること。

- (8) 総括責任者は、平日昼間常勤しなければならない。総括責任者が不在の場合は、支障なく代わりに業務を行える者が常勤すること。

第3章 業務要求水準

(業務要求水準)

第26条 発注者は、本業務を履行する上で、受注者が最低限満たすべき要件を次のとおり定める。なお、その具体的な手法については、受注者が提案の中で示し、発注者との協議を行った上で、その提案を業務実施計画書に反映させて、発注者に提出すること。

(1) 業務の基本的水準

受注者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄水場等の運転業務等を主体的に行い、良質な水道水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 業務の水準

ア 水質管理の水準

受注者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水場における水質管理を徹底することとする。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令等を参照して遵守するものとする。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

- 浄水場から給水栓までの浄水は、常に水道法の水質基準に適合していること。
- 給水区域末端部での残留塩素濃度を考慮し、各浄水場での遊離残留塩素を次のとおりとする。
ただし、この範囲内にあっても給水区域末端部での遊離残留塩素は0.1mg/L以上を維持すること。

施設名	遊離残留塩素の管理値（下限値及び上限値）
小中浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
石塚浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
上羽田浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
大橋浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
菊川浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
田沼浄水場	0.25mg/L～0.30mg/L
多田浄水場	0.25mg/L～0.30mg/L
戸奈良浄水場	0.20mg/L～0.40mg/L
船越浄水場	0.25mg/L～0.35mg/L
閑馬浄水場	0.30mg/L～0.40mg/L

下彦間浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
飛駒浄水場	0.35mg/L～0.40mg/L
野上南浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
野上中浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
野上北浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
葛生浄水場	0.25mg/L～0.27mg/L
鉢本浄水場	0.27mg/L～0.30mg/L
常盤第1浄水場	0.25mg/L～0.30mg/L
常盤第2浄水場	0.28mg/L～0.32mg/L
氷室浄水場	0.22mg/L～0.25mg/L
○ 各浄水場の取水濁度は、1.0mg/L以下を維持すること。	

イ 水圧管理の水準

管末で減圧給水とならないように各浄水場等の配水圧力を適切に管理すること。

各浄水場等の水圧管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

施設名	機器の設定値
小中浄水場	配水ポンプ：0.52MPa
石塚浄水場	配水ポンプ：0.370MPa
	加圧ポンプ：0.405MPa
寺久保加圧所	加圧ポンプ：0.680MPa
上羽田浄水場	配水ポンプ：0.400MPa
菊川浄水場	配水ポンプ：0.325MPa
田沼浄水場	送配水ポンプ：0.300MPa
戸奈良浄水場	送配水ポンプ：0.540MPa
菰川加圧所	加圧ポンプ：0.550MPa
上富士加圧所	加圧ポンプ：0.620MPa
閑馬浄水場	配水ポンプ：0.500MPa
閑馬第2加圧所	送配水ポンプ：0.72MPa～0.75MPa
閑馬第3加圧所	送配水ポンプ：0.55MPa～0.58MPa
閑馬第4加圧所	送配水ポンプ：0.55MPa
山形減圧弁	セルオートバルブ：1次圧0.65MPa、 2次圧0.35MPa
下彦間減圧弁	コンフロー減圧弁：1次圧0.65MPa、 2次圧0.37MPa
戸室減圧弁	コンフロー減圧弁：1次圧0.68MPa、 2次圧0.32MPa
黒沢加圧所	加圧ポンプ：0.55MPa
中山加圧所	加圧ポンプ：0.55MPa
寺沢第1加圧所	加圧ポンプ：0.72MPa～0.79MPa
寺沢第2加圧所	加圧ポンプ：0.70MPa～0.73MPa

飛駒減圧弁	セルオートバルブ：1次圧 0.60MPa、 2次圧 0.30MPa
飛駒南減圧弁	SD オートバルブ：1次圧 0.43MPa、 2次圧 0.34MPa
白岩減圧弁	セルオートバルブ：1次圧 0.63MPa、 2次圧 0.35MPa
小戸減圧弁	セルオートバルブ：1次圧 0.40MPa、 2次圧 0.20MPa
丸岳加圧所	送配水ポンプ：0.55MPa
山越加圧所	加圧ポンプ：0.23MPa～0.33MPa (始動圧力～停止圧力)
中1号減圧弁	セルオートバルブ：1次圧 0.64MPa、 2次圧 0.33MPa
中2号減圧弁	セルオートバルブ：1次圧 0.64MPa、 2次圧 0.33MPa
会沢配水場	配水ポンプ：0.35MPa～0.63MPa
常盤第1浄水場	配水ポンプ：0.50MPa
仙波加圧所	加圧ポンプ：0.65MPa～0.75MPa
仙波減圧弁	セルオートバルブ：1次圧 0.75MPa、 2次圧 0.34MPa
堀米配水場 田沼配水場 多田配水場 丸岳配水場 戸奈良配水場 船越配水場 閑馬第2配水場 閑馬第3配水場 閑馬第4配水場 下彦間配水場 飛駒高区配水場 野上南配水場 野上中配水場 小戸配水場 大戸配水場 葛生配水場 鉢木配水場 常盤第2配水場 牧減圧槽 仙波減圧槽 氷室配水場	配水場であるため、特に要求水準は設けないが、減圧給水とならないように、施設出口バルブ等の管理を適切に行うこと。

ただし、配水管末端において、0.15MPa以上の配水圧力を確保すること。

ウ 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行う。

水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○ 各取水施設からの取水量は、発注者の指示に従うものとする。 〔計画浄水量〕	
浄水場	取水施設
小中浄水場 (1,642 m ³ /日)	小中3号井 792 m ³ /日 小中4号井 850 m ³ /日
石塚浄水場 (4,626 m ³ /日)	石塚1号井 588 m ³ /日、石塚2号井 481 m ³ /日、 石塚3号井 1,653 m ³ /日、石塚4号井 1,904 m ³ /日
上羽田浄水場 (1,685 m ³ /日)	上羽田1号井 1,685 m ³ /日
大橋浄水場 (13,939 m ³ /日)	大橋2号井 3,350 m ³ /日、大橋3号井 3,370 m ³ /日 大橋4号井 2,880 m ³ /日、 上川原1号井(1) 2,039 m ³ /日、 上川原2号井 2,300 m ³ /日
菊川浄水場 (15,337 m ³ /日)	菊川1号井 1,040 m ³ /日、菊川2号井 950 m ³ /日、 菊川3号井 1,800 m ³ /日、菊川4号井 410 m ³ /日、 菊川5号井 900 m ³ /日、 上川原1号井(2) 2,039 m ³ /日、 上川原1号井(3) 2,038 m ³ /日、 上川原3号井 3,410 m ³ /日、 小中1号井 1,680 m ³ /日、小中2号井 1,070 m ³ /日
田沼浄水場 (4,989 m ³ /日)	田沼西水源井 900 m ³ /日、田沼北1号井 500 m ³ /日、 田沼北2号井 693 m ³ /日、 田沼北3号井 1,436 m ³ /日、 田沼北4号井 1,460 m ³ /日
多田浄水場 (3,585 m ³ /日)	多田2号井 603 m ³ /日、多田3号井 1,691 m ³ /日、 多田4号井 645 m ³ /日、多田5号井 646 m ³ /日、
戸奈良浄水場 (2,456 m ³ /日)	戸奈良2号井 602 m ³ /日、戸奈良3号井 660 m ³ /日、 戸奈良4号井 1,194 m ³ /日
船越浄水場 (1,203 m ³ /日)	船越水源井 1,203 m ³ /日
閑馬浄水場 (1,101 m ³ /日)	閑馬1号井 655 m ³ /日、閑馬2号井 446 m ³ /日
下彦間浄水場 (359 m ³ /日)	下彦間水源井 359 m ³ /日

飛駒浄水場 (655 m ³ /日)	飛駒 2 号井 350 m ³ /日、飛駒 3 号井 305 m ³ /日
野上南浄水場 (322 m ³ /日)	野上南水源井 322 m ³ /日
野上中浄水場 (90 m ³ /日)	野上中水源井 90 m ³ /日
野上北浄水場 (145 m ³ /日)	野上北水源井 145 m ³ /日
葛生浄水場 (1,400 m ³ /日)	葛生 2 号井 708 m ³ /日、葛生 3 号井 692 m ³ /日
鉢木浄水場 (2,635 m ³ /日)	鉢木 1 号井 1,861 m ³ /日、鉢木 2 号井 774 m ³ /日
常盤第 1 浄水場 (637 m ³ /日)	常盤 1 号井 117 m ³ /日、常盤 4 号井 520 m ³ /日
常盤第 2 浄水場 (475 m ³ /日)	常盤 2 号井 222 m ³ /日、常盤 5 号井 253 m ³ /日
氷室浄水場 (424 m ³ /日)	氷室 1 号井 81 m ³ /日、氷室 2 号井 343 m ³ /日

エ 水質検査

水質検査については、受注者が以下の検査を行うこととする。

- ① 発注者が各年度に策定した水質検査計画に基づいて、受注者が浄水場等の原水における水質検査を実施する。
- ② 水質検査について、受注者が水道法第 20 条第 3 項ただし書の規定により登録を受けた検査機関でない場合は、発注者が認める同項の規定により登録を受けた検査機関にこの検査のすべてを委託できるものとする。
- ③ 浄水処理の確認のために行う水質検査は、各浄水場で良好な水道水質を維持するために必要な回数実施する。
- ④ 水質異常時には、確認と原因究明のため必要な水質検査を早急に実施する。なお、これらの水質検査結果については、適宜報告を行うこと。
(報告の方法、報告書の様式等については、発注者受注者協議の上決定するものとする。)
- ⑤ 給水区域末端部等において実施されている捨水について、定期的に状況確認を行うこと。

詳細は別紙—3「水質確認及び捨水記録」に示す。

オ 薬品の調達及び管理

安全で安心できる水道水を配水するために必要な次亜塩素酸ナトリウム（水質測定用の試薬類を含む。）を調達及び管理すること。次亜塩素酸ナトリウムの仕様は、別紙—4「次亜塩素酸ナトリウム購入に関する仕様」に示す。

カ 電力・燃料・ガスの調達と管理

本業務を良好に行うために必要な電力の調達は発注者が行い、各種燃料・ガスの調達は受注者が行うこと。調達した電力・燃料・ガスは、受注者が適正に管理すること。

また、受注者は効率的な運営に努め、省エネルギーに尽力すること。

キ 通信の調達と管理

テレメータや電話回線等業務に必要な通信の調達は発注者が行い、その管理については受注者が適正に行うこと。

ク 備消耗品類の調達と管理

委託業務の実施に要するすべての備消耗品類の調達と管理については、受注者が行い、その調達と管理にあたっては、浄水場等の運転業務に支障をきたすことのないよう、適正に行うこと。

ケ 個別排水処理施設の下水道使用

委託施設における排水処理施設の下水道利用の調達は受注者が行うこと。対象施設にあたっては、別紙ー5「個別排水処理施設料金調達の対象施設」に示す。

コ データの記録・整理

受注者は、業務に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ発注者と協議し、これを記録・整理するものとする。

サ 緊急時の初期対応

受注者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならぬと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急措置を講じ、直ちに発注者に報告すること。

シ 緊急時対応マニュアルの作成と訓練の実施

受注者は、緊急時に、発注者と連携をとりながら水道利用者への影響を最小限に食い止め、安定給水のため最善の対応を図れるように緊急時対応マニュアルを作成しなければならない。また、緊急時に迅速に対応できるように、業務従事者に対し必要な訓練等を行うものとする。

(3) 施設の点検業務

ア 機械・電気・計装設備保守点検

受注者は、機械・電気・計装設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、浄水場等の運転に支障がないよう保守点検を行うこと。

点検対象と項目は、別紙ー6「残留塩素計及び濁度計外保守点検業務仕様」に示す。

イ 電気保安業務及び消防設備・危険物施設保守点検業務

受注者は、自家用電気工作物保安点検や消防設備点検等、関係法令に定める点検について、当該法規に則り業務を実施すること。また、受注者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を受け、その点検業者との契約、支払等の業務については、受注者が全て行うものとする。

点検対象と内容は、別紙－7「自家用電気工作物点検業務仕様」、別紙－8「消防設備・危険物施設の点検対象と内容」に示す。

ウ 保安業務

受注者は、浄水場等の平穩・安全を保つよう施設の施錠、機械警備設備の操作、場内、場外の見回り等の業務を行う。

エ 備品等の管理業務

受注者は、施設の維持管理を良好に行うための備品等の管理を行うこと。

オ 文書の管理業務

受注者は、浄水場等の維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他文書に関して、毀損・滅失がないよう適正に保管すること。また、発注者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、発注者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定等に準じて行うこととする。

カ データの記録

保守管理に係るデータは、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、業務開始前に業務実施計画書上で明示し、発注者と協議の上決定するものとする。

(4) 施設の軽微な修繕業務

ア 軽微な修繕業務

受注者は、事業期間内において劣化の生じた設備等については、その修繕を行うこと。受注者が行う修繕は、予防保全の観点も含め施設の良好な運転を保障するために行うものであり、実施にあたっては、あらかじめ発注者の承認を得ること。(なお、突発的で緊急を要するものに関してはこの限りではない。)

ただし、発注者が前年度にあらかじめ計画した修繕(以下「計画修繕」という。)や資本的支出に係る工事(以下「建設工事」という。)は除く。

また、突発的に発生した修繕で、大規模なもの、施設等に重大な影響を与えるもの等に関しては、発注者と協議し対応するものとする。

蓄電池設備の修繕業務は、軽微な修繕で対応すること。対象は、別紙－9「蓄電池設備の修繕業務仕様」に示す。

イ 軽微な修繕台帳の作成

受注者は、受注者が行う修繕の必要が生じる度に、施設名、修繕内容、金額等必要事項を修繕台帳に記載し、発注者の承認を得るものとする。

ウ 軽微な修繕の記録

受注者は、修繕についてはこれを記録し保管すること。

また、データの項目、記録は、修繕台帳に記載し、発注者の承認を得るものとする。

(5) 計画修繕と建設工事計画

計画修繕と建設工事に係る計画(以下「修繕・建設計画」という。)は、発注者と受注者があらかじめ協議し、受注者が前年度までの運転管理及び保守点検の実績をもとにこれを作成する。

(6) 施設の環境整備

ア 浄水場等環境整備業務

受注者は、浄水場等の機能を良好に保ち、整理整頓に心掛け、清潔を維持するように努めること。

イ 構造物及び建築物の清掃業務

受注者は、浄水場等の構造物及び建築物全体を熟知し、その機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うこと。また、以下に掲げた清掃業務については、その要求水準を満たすこと。

① 浄水場の着水井、浄水池等及び配水場の配水池の水槽の清掃を必要に応じて実施すること。

配水池清掃対象と内容は、別紙－10「配水池清掃仕様」に示す。

② その他の建築物における清掃等の維持管理は、必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

清掃等の対象範囲は、別紙－11「清掃対象範囲」に示す。

ウ 除草業務

受注者は、浄水場等の除草を実施し、維持管理上支障のなく、周辺住民に不快感を与えないよう努めること。

除草等の対象範囲及び年間実施する回数は、別紙－12「除草等管理の対象範囲等」に示す。

エ 環境衛生管理業務

本業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、施設は常に清潔に保ち、水の汚染を防止しなければならない。

(7) 可搬式中型発電機の調達及び機器の管理

受注者は、本業務の履行期間中に、停電時に非常電力を供給しポンプ運転継続を行うための可搬式中型発電機の調達及び機器の管理をすること。

発電機の仕様は、別紙－13「可搬式中型発電機仕様」に示す。

(8) 地下水位の観測

受注者は、定期的に観測井戸の水位を測定し、観測データ及び結果概要を報告書として提出すること。

観測対象及び実施内容は、別紙－14「地下水位観測仕様」に示す。

(9) その他

ア 法令の遵守について

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

イ 施設の使用について

本業務の実施に要する事務室等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

ウ 備品の使用について

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

(要求水準の未達)

- 第27条 受注者の原因で本仕様書に求める要件が満足できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者に報告するものとする。この場合において、受注者は、その原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。
- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、発注者及び受注者は協力して、その改善に努めなければならない。
 - 3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに発注者と受注者が協議して決めることとする。

(技術レベル向上の取組み)

- 第28条 受注者は、浄水場等の管理において、その技術レベルが向上するよう心掛けなければならない。
- 2 受注者は、業務遂行上必要なマニュアルを作成しなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、発注者の承認を受けて適切に管理するものとする。
 - 3 受注者は、浄水場等の管理技術の伝承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進を図って業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で取得したノウハウについては文書で取りまとめ、発注者に報告するものとする。
 - 4 前2項に規定するマニュアル及び発注者が承認した文書等の著作権は、発注者に帰属する。

第4章 その他

(車輛の運行)

- 第29条 受注者は、点検業務等、場外で作業する場合、受注者の所有する車輛を使用し、受注者の業務従事者の運転で車輛を運行すること。
- 2 受注者が使用する車輛には、発注者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。
 - 3 発注者と受注者が同じ車輛に同乗してはならない。
 - 4 受注者の車輛事故については、受注者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

- 第30条 受注者は、業務で知り得た発注者の施設及び発注者の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承認を得て管理している書類や図書を許可なく外部へ持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡したりしてはならない。

(雑則)

- 第31条 受注者は、契約書、本仕様書及びその他関係書類の中に記載されていない事項であっても、また業務履行上で発注者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等を行うものとする。

(疑義)

- 第32条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と

受注者が協議の上、定めるものとする。

(賠償責任)

第33条 契約期間中に受注者の責により生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善又は取替え若しくは、補償等により解決をすることとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥ならびに受注者以外の者による運転管理上の不備、過失及びテロ、天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(リスクの分担及びリスクマネジメント)

第34条 事業実施における浄水場等の施設について、その水道法上の責任は発注者にあるものとする。

- 2 リスクの分担及びリスクマネジメントについては、別紙-15「リスク責任分担」に基づくものとする。
- 3 受注者は賠償責任保険に加入し、業務履行計画書にその写しを添付するものとする。

別紙—1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
1	市の沢浄水場		佐野市赤見町	敷地面積 1,573.00 m ² 令和8年度廃止予定
	配水ポンプ棟	廃止	〃	RC造 123.28 m ² 、ポンプ室、滅菌室、電気室
	自家発電棟	廃止	〃	CB造平屋建 80 m ² 、発電機室、電気室
	配水池	廃止	〃	RC造 707 m ³ ×1 池
	市の沢1号井	廃止	〃	浅井戸(予備井)
	市の沢2号井	廃止	〃	浅井戸(予備井)
2	小中浄水場		佐野市小中町	敷地面積 4,233.00 m ²
	自家発電棟(廃止施設)	廃止	〃	RC造 39 m ² 、発電機室
	小中1号井	○	〃	深井戸(菊川浄水場へ)
	小中2号井	○	〃	深井戸(菊川浄水場へ)
	小中3号井	○	〃	深井戸(小中浄水場へ)
	小中4号井	○	〃	深井戸(小中浄水場へ)
	管理棟	○	〃	RC造 570.49 m ² 、ポンプ室、滅菌室、電気室、発電機室
配水池	○	〃	SUSタンク V=900 m ³	
3	石塚浄水場		佐野市石塚町	敷地面積 1,309.00 m ²
	配水ポンプ棟	○	〃	CB造 175.68 m ² 、ポンプ室、滅菌室、電気室
	自家発電棟	○	〃	CB造 88 m ² 、発電機室、電気室
	加圧施設	○	〃	加圧ポンプ
	配水池	○	〃	No.1RC造 600 m ³ ×1 池、No.2-1,2SUS パネル 1,500 m ³ ×2 池
	石塚1号井	○	〃	深井戸
石塚2号井	○	〃	深井戸	
4	石塚3号水源地		佐野市石塚町	敷地面積 46.00 m ²
	石塚3号井	○	〃	深井戸(石塚浄水場へ)
5	石塚4号水源地		佐野市石塚町	敷地面積 577.00 m ²
	石塚4号井	○	〃	深井戸(石塚浄水場へ)
6	寺久保加圧所		佐野市寺久保町	敷地面積 30.11 m ²
	加圧施設	○	〃	加圧ポンプ
7	上羽田浄水場		佐野市上羽田町	敷地面積 4,481.00 m ²
	配水ポンプ棟	○	〃	RC造 258.80 m ² 、ポンプ室、電気室、発電機室
	滅菌室	○	〃	CB造 9.30 m ² 、滅菌室
	配水池	○	〃	RC造 714 m ³ ×1 池
	上羽田1号井	○	〃	深井戸
上羽田予備井	○	〃	浅井戸(予備井)	
8	大橋浄水場		佐野市大橋町	敷地面積 5,381.00 m ²
	ポンプ棟	○	〃	RC造 616 m ² 、ポンプ室、中央監視装置室、事務室、会議室
	自家発電棟	○	〃	RC造 60 m ² 、発電機室
	着水井棟	廃止	〃	CB造 35.21 m ² 、着水井、(滅菌室平成29年廃止)
	調整池	○	〃	RC造 1,000 m ³ ×1 池
	紫外線処理棟	○	〃	RC造 214.0 m ²
	庁舎(中央監視室)	○	〃	RC造 1,199.24 m ²
大橋4号井	○	〃	深井戸	
9	大橋2号水源地		佐野市大橋町	敷地面積 1,115.00 m ²
	大橋2号井	○	〃	浅井戸(大橋浄水場へ)
10	大橋3号水源地		佐野市大橋町	敷地面積 64.00 m ²
	大橋3号井	○	〃	深井戸(大橋浄水場へ)
11	上川原水源地		佐野市大橋町	敷地面積 1,258.00 m ²
	自家発電設備	○	〃	キュービクル型 10.38 m ²
	上川原1号井	○	〃	浅井戸(1-1 大橋浄水場へ、1-2・1-3 菊川浄水場へ)
	上川原2号井	○	〃	浅井戸(大橋浄水場へ)
上川原3号井	○	〃	深井戸(菊川浄水場へ)	

別紙— 1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
12	菊川浄水場		佐野市堀米町	敷地面積 5,321.00 m ²
	配水ポンプ棟	○	〃	RC造 433 m ² 、ポンプ室、電気室、発電機室、滅菌室
	送水ポンプ棟	○	〃	RC造 273 m ² 、ポンプ室、電気室、事務室
	着水井棟	廃止	〃	CB造 36 m ²
	紫外線処理棟	○	〃	RC造 100.90 m ²
	調整池	○	〃	RC700 m ³ ×1 池
	配水池	○	〃	PCタンク 7,500 m ³ ×1 池
	菊川1号井	○	〃	深井戸
菊川5号井	○	〃	深井戸	
13	菊川西水源地		佐野市堀米町	敷地面積 2,322.00 m ²
	自家発棟	○	〃	RC造 75 m ² 、発電機室
	菊川2号井	○	〃	深井戸(菊川浄水場へ)
	菊川3号井	○	〃	深井戸(菊川浄水場へ)
	菊川4号井	○	〃	深井戸(菊川浄水場へ)
14	奈良渚浄水場		佐野市奈良渚町	敷地面積 3,081.00 m ² (令和4年度廃止)
	ポンプ棟	廃止	〃	鉄骨造 188 m ² 、ポンプ室、電気室、滅菌設備
	自家発棟	廃止	〃	RC造 56 m ² 、発電機室
	加圧施設	廃止	〃	加圧ポンプ
	第1配水池	廃止	〃	RC造 200 m ³ ×1 池
	第2配水池	廃止	〃	RC造 2,000 m ³ ×1 池
	奈良渚1号井	廃止	〃	深井戸
	奈良渚4号井	廃止	〃	深井戸
15	奈良渚3号水源地		佐野市奈良渚町	敷地面積 276.00 m ²
	奈良渚3号井	廃止	〃	深井戸
16	堀米配水場		佐野市堀米町	敷地面積 10,752.00 m ²
	管理棟(電気室)	○	〃	RC造 57.24 m ²
	配水池	○	〃	No.1PC造 6,000 m ³ 、No.2PC造 7,000 m ³
17	葦川加圧所		佐野市葦川町	敷地面積 35.00 m ²
	加圧施設	○	〃	加圧ポンプ
18	上富士加圧所		佐野市富士町	敷地面積 233.00 m ²
	加圧施設	○	〃	加圧ポンプ
	管理棟	廃止	〃	CB造:23.44 m ²
19	黒袴加圧所跡地	跡地	佐野市黒袴町	敷地面積 235.00 m ² 、加圧施設跡地
20	君田用地(水源予定地)	管理地	佐野市君田町	敷地面積 1,712.00 m ² (観測井周囲)
21	高橋用地(浄水場予定地)	管理地	佐野市高橋町	敷地面積 43,417.00 m ² (内 33,100 m ² は、管理外)
22	足利用地(水道施設予定地)	管理地	足利市川崎町	敷地面積 797.00 m ²
23	田沼浄水場		佐野市戸室町	敷地面積 2,878.00 m ²
	旧着水井	廃止	〃	
	着水井	○	〃	SUSタンク V=41 m ³
	浄水池	○	〃	RC造 V=240 m ³
	送水ポンプ室	○	〃	CB造 27 m ²
	滅菌室	○	〃	CB造 15.18 m ²
	紫外線処理棟	○	〃	RC造 206.50 m ²
	旧北部営業所水道庁舎	○	〃	RC造、事務室
24	田沼西水源地		佐野市田沼町	敷地面積 13.39 m ² [田沼行政センター敷地内]
	田沼西水源井	○	〃	浅井戸(田沼浄水場へ)
25	田沼北水源地		佐野市戸室町	敷地面積 740.00 m ²
	田沼北1号井	○	〃	浅井戸(田沼浄水場へ)
	田沼北2号井	○	〃	深井戸(田沼浄水場へ)
	田沼北3号井	○	〃	深井戸(田沼浄水場へ)

別紙—1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
26	田沼北4号水源地		佐野市戸室町	敷地面積 609.20 m ²
	田沼北4号井	○	〃	深井戸(田沼浄水場へ)
27	田沼配水場		佐野市田沼町	敷地面積 3,838.00 m ²
	配水池	○	〃	配水池 PC造 1,600 m ³ ×1池、旧 RC 廃止
28	多田浄水場		佐野市多田町	敷地面積 6,683.00 m ²
	電気室・滅菌室	○	〃	RC造 61.13 m ²
	紫外線処理棟	○	〃	RC造 187.12 m ²
	着水井	○	〃	RC造 V=42 m ³
	浄水池	○	〃	RC造 V=300 m ³
	多田1号井	○	〃	浅井戸(予備井)
	多田2号井	○	〃	浅井戸
	多田3号井	○	〃	深井戸
	多田4号井	○	〃	深井戸
29	多田配水場		佐野市多田町	敷地面積 2,592.85 m ²
	配水池	○	〃	配水池 RC造 525 m ³ ×1池 PC造 1,000 m ³ ×1池 SUSタンク 1,000 m ³ ×1池(令和4年度運用開始)
	進入路	○	〃	
30	山越加圧所		佐野市山越町	敷地面積 7.95 m ²
	加圧施設	○	〃	加圧ポンプ
31	丸岳加圧所		佐野市多田町	敷地面積 34.17 m ²
	加圧施設	○	〃	送配水ポンプ
32	丸岳配水場		佐野市多田町	敷地面積 55.00 m ²
	配水池	○	〃	FRP パネルタンク V=30 m ³
33	唐沢加圧所		佐野市栃本町	敷地面積 24.00 m ²
	加圧施設	○	〃	送水ポンプ
34	唐沢受水槽		佐野市栃本町	敷地面積 100.00 m ²
	受水槽	○	〃	加圧ポンプ管理は唐澤山神社
35	戸奈良浄水場		佐野市戸奈良町	敷地面積 1,021.00 m ²
	浄水池	○	〃	RC造 V=80 m ³
	電気室	○	〃	CB造 15.3 m ²
	滅菌室	○	〃	CB造 11.97 m ²
	戸奈良1号井	○	〃	浅井戸(予備井)
	戸奈良2号井	○	〃	深井戸
36	戸奈良3号水源地		佐野市戸奈良町	敷地面積 289.00 m ²
	戸奈良3号井	○	〃	深井戸(戸奈良浄水場へ)
37	戸奈良配水場		佐野市戸奈良町	敷地面積 1,812.00 m ²
	配水池	○	〃	配水池 PC造 1,500.00 m ³ 、旧 RC 廃止
	進入路	○	〃	
38	船越浄水場		佐野市船越町	敷地面積 663.23 m ²
	浄水池	○	〃	RC造 V=105 m ³
	送水ポンプ室	○	〃	CB造 30.52 m ²
	滅菌室	○	〃	CB造 10.71 m ²
	船越水源井	○	〃	深井戸
39	船越配水場		佐野市船越町	敷地面積 4,969.00 m ²
	配水池	○	〃	配水池 PC造 V=1,891 m ³
40	戸室減圧弁	○	佐野市戸室町	φ150 コンフロー減圧弁

別紙—1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
41	閑馬浄水場		佐野市閑馬町	敷地面積 1,092.10 m ² 、紫外線処理設備
	管理棟	○	〃	RC 造地下 1 階地上 1 階建 196.27 m ² 、滅菌設備、送水ポンプ、配水ポンプ、発電装置
	閑馬第 1 低区配水池	○	〃	SUS パネルタンク V=561.6 m ³ (2 池式)、浄水池 V=14.1 m ³
42	閑馬 1 号水源地		佐野市閑馬町	敷地面積 23.00 m ²
	閑馬 1 号井	○	〃	深井戸(閑馬浄水場へ)
43	閑馬 2 号水源地		佐野市閑馬町	敷地面積 14.31 m ²
	閑馬 2 号井	○	〃	深井戸(閑馬浄水場へ)
44	閑馬第 1 高区配水場跡地		佐野市閑馬町	敷地面積 317.00 m ² (外に進入路 377.00 m ² 有り)
	配水池	廃止	〃	鋼製パネルタンク V=153 m ³ (令和元年廃止)
45	閑馬第 2 加压所		佐野市閑馬町	敷地面積 171.00 m ²
	加压施設	○	〃	SUS パネル造、送水ポンプ井 V=8.4 m ³ 、ポンプ室 9 m ² 、送・配水ポンプ
46	閑馬第 2 加压所跡地		佐野市閑馬町	
	加压施設	廃止	〃	受水槽 RC 造 V=8.1 m ³
47	閑馬第 2 配水場		佐野市閑馬町	敷地面積 603.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 V=86 m ³ (廃止)、SUS パネル造 V=162.5 m ³
48	閑馬第 3 加压所		佐野市閑馬町	敷地面積 77.00 m ²
	加压施設	○	〃	受水槽 RC 造 V=4.4 m ³ 、送・配水ポンプ
49	閑馬第 3 配水場		佐野市閑馬町	敷地面積 184.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 54 m ³
50	閑馬第 4 加压所		佐野市梅園町	敷地面積 92.00 m ²
	加压施設	○	〃	RC 造 V=3.5 m ³ 、送・配水ポンプ
51	閑馬第 4 配水場		佐野市梅園町	敷地面積 141.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 45 m ³
52	山形減圧弁	○	佐野市閑馬町	県道歩道内、φ100 セルオートバルブ
53	下彦間浄水場		佐野市下彦間町	敷地面積 138.00 m ²
	浄水池	○	〃	RC 造 V=23 m ³
	電気室	○	〃	CB 造 7.45 m ²
	滅菌室	○	〃	CB 造 7.46 m ²
	下彦間水源井	○	〃	深井戸
54	下彦間配水場		佐野市下彦間町	敷地面積 598.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 167.45 m ³ (2 池式)
	進入路	○	〃	
55	下彦間減圧弁	○	佐野市下彦間町	県道内、φ150 コンフロー減圧弁
56	飛駒南浄水場		佐野市飛駒町	敷地面積 251.00 m ²
	着水井・浄水池	廃止	〃	RC 造 V=6.3 m ³
	電気室	廃止	〃	CB 造 6.87 m ²
	滅菌室	廃止	〃	CB 造 5.35 m ²
57	飛駒南水源地		佐野市飛駒町	敷地面積 54.00 m ²
	飛駒南水源井	廃止	〃	浅井戸(飛駒南浄水場へ)
58	飛駒南配水場		佐野市飛駒町	敷地面積 1,038.00 m ²
	配水池	廃止	〃	RC 造 84 m ³
	進入路	廃止	〃	

別紙—1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
59	飛駒浄水場		佐野市飛駒町	敷地面積 709.70 m ² 、紫外線処理設備
	浄水池	○	〃	SUS パネル造 V=37 m ³
	浄水池	○	〃	SUS パネル造 V=303 m ³
	自家発電設備	○	〃	キュービクル型
	ポンプ室	○	〃	SUS パネル造 30 m ²
	滅菌室	○	〃	SUS パネル造 5 m ²
	飛駒 2 号井	○	〃	深井戸
60	飛駒 3 号水源地		佐野市飛駒町	敷地面積 402.29 m ²
	飛駒 3 号井	○	〃	深井戸
	旧飛駒水源浄水場	跡地	〃	浄水場、浅井戸残存
61	飛駒高区配水場		佐野市飛駒町	敷地面積 330.00 m ²
	配水池	○	〃	PC 造 V=100 m ³
62	飛駒低区配水場跡地	跡地	佐野市飛駒町	敷地面積 208.00 m ²
63	中山加圧所		佐野市飛駒町	敷地面積 67.00 m ²
	加圧施設	○	〃	受水槽一体型給水ユニット V=2 m ³ 、加圧ポンプ
64	寺沢第 1 加圧所		佐野市飛駒町	敷地面積 43.00 m ²
	加圧施設	○	〃	受水槽一体型給水ユニット V=2 m ³ 、加圧ポンプ
65	寺沢第 2 加圧所		佐野市飛駒町	敷地面積 6.77 m ²
	加圧施設	○	〃	ラインポンプ
66	黒沢加圧所		佐野市飛駒町	敷地面積 79.12 m ²
	加圧施設	○	〃	受水槽一体型給水ユニット V=2 m ³ 、加圧ポンプ
67	飛駒減圧弁	○	佐野市飛駒町	県道内、φ 150 セルオートバルブ
68	飛駒南減圧弁	○	佐野市飛駒町	県道側歩道内、φ 100 SD オートバルブ
69	野上南浄水場		佐野市長谷場町	敷地面積 686.00 m ²
	管理棟	○	〃	RC 造 16.5 m ² 、電気室、滅菌室
	浄水池	○	〃	RC 造 V=30 m ³ 、着水井 V=2 m ³
	送水ポンプ室	○	〃	RC 造 2.4 m ²
	野上南水源井	○	〃	深井戸
70	野上南配水場		佐野市長谷場町	敷地面積 784.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 233.75 m ³
	進入路	○	〃	
71	野上中浄水場		佐野市作原町	敷地面積 644.00 m ² 、膜ろ過装置
	浄水池	○	〃	RC 造 V=18.6 m ³ (着水井 V=5.4 m ³)
	滅菌室	○	〃	5.695 m ²
	電気室・ポンプ室	○	〃	8.8775 m ²
72	野上中水源地		佐野市作原町	敷地面積 19.00 m ²
	野上中水源井	○	〃	浅井戸(野上中浄水場へ)
73	野上中配水場		佐野市作原町	敷地面積 612.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 145.5 m ³ (2 池式)
74	白岩減圧弁	○	佐野市白岩町	水道用地内、φ 150 セルオートバルブ
75	野上北浄水場		佐野市作原町	敷地面積 186.00 m ² 、膜ろ過装置
	浄水池	○	〃	RC 造 V=5.6 m ³
	管理棟	○	〃	RC 造 13.2 m ² 、電気室、滅菌室
	小戸減圧弁	○	〃	φ 150 セルオートバルブ
76	野上北水源地		佐野市作原町	敷地面積 85.00 m ²
	野上北水源井	○	〃	浅井戸(野上北浄水場へ)
77	小戸配水場		佐野市作原町	敷地面積 1,119.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 144 m ³

別紙—1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
78	大戸加圧所		佐野市作原町	敷地面積 68.61 m ²
	加圧施設	○	〃	受水槽 FRP パネル造 3 m ³ 、送水ポンプ
79	大戸配水場		佐野市作原町	敷地面積 230.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 30 m ³
80	葛生浄水場		佐野市葛生東	敷地面積 5,262.00 m ²
	旧葛生営業所水道庁舎	○	〃	事務室、会議室、旧管理棟・ポンプ棟、倉庫、車庫
	管理棟	○	〃	RC 造 168.48 m ² 、ポンプ室、電気室、発電機室
	浄水池	○	〃	PC 造 501.6 m ³
	着水井	○	〃	RC 造 40.9 m ³
	葛生 1 号井	○	〃	浅井戸(予備井)
	葛生 2 号井	○	〃	深井戸
81	葛生配水場		佐野市長坂町	敷地面積 1,247.64 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 1,221 m ³
82	葛生配水流量計	○	佐野市長坂町	自立盤、流量計ピット、敷地面積 10.00 m ²
83	中 1 号減圧弁	○	佐野市中町	φ 150 セルオートバルブ
84	中 2 号減圧弁	○	佐野市中町	φ 150 セルオートバルブ
85	鉢木浄水場		佐野市鉢木町	敷地面積 3,098.00 m ²
	管理棟	○	〃	324.4 m ² 電気室、滅菌室、送水ポンプ室、発電機室
	浄水池	○	〃	RC 造 335.70 m ³
	鉢木 1 号井	○	〃	浅井戸
	鉢木 2 号井	○	〃	深井戸
86	鉢木配水場		佐野市嘉多山町	敷地面積 1,399.00 m ²
	配水池	○	〃	PC 造 3,040 m ³
87	時の子送水場跡地	跡地	佐野市会沢町	敷地面積 33.00 m ² 平成 25 年度末廃止
88	会沢浄水場跡地	跡地	佐野市会沢町	敷地面積 535.00 m ² 平成 25 年度末廃止
89	会沢配水場跡地	跡地	佐野市会沢町	敷地面積 158 m ² 平成 25 年度末廃止
90	会沢配水場		佐野市会沢町	敷地面積 887.87 m ² 、水位調整弁室
	ポンプ棟	○	〃	RC 造 174.00 m ² 、ポンプ室、電気室、発電機室
	配水池	○	〃	SUS パネル造 V=204 m ³
91	常盤第 1 浄水場		佐野市豊代町	敷地面積 1,555.00 m ²
	管理棟	○	〃	RC 造 165.16 m ² 、ポンプ室、電気室、発電機室
	配水池	○	〃	PC 造 550 m ³
	滅菌室	○	〃	PC 造
	常盤 1 号井	○	〃	浅井戸
92	常盤第 1 配水場		佐野市仙波町	敷地面積 264.00 m ²
	配水池	廃止	〃	RC 造 150 m ³ (2 池式)
93	常盤第 2 浄水場		佐野市牧町	敷地面積 382.28 m ²
	管理棟	○	〃	CB 造 27.84 m ² 、ポンプ室、滅菌室
	着・受水槽	○	〃	SUS パネル 72 m ³
94	常盤 2 号井	○	〃	浅井戸
	常盤 5 号水源池		佐野市牧町	敷地面積 44.00 m ²
95	常盤 5 号井	○	〃	深井戸(常盤第 2 浄水場へ)
	常盤第 2 配水場		佐野市仙波町	敷地面積 197.25 m ²
96	配水池	○	〃	RC 造 252 m ³ (2 池式)
	牧減圧槽		佐野市牧町	敷地面積 132.00 m ²
97	配水池	○	〃	RC 造 59 m ³
	牧側配水流量計	○	佐野市牧町	

別紙—1 業務委託の対象施設（第4条関係）

No	施設の名称	運用	所在地	備考
98	仙波減圧槽		佐野市仙波町	敷地面積 72.00 m ²
	配水池	○	〃	RC 造 53 m ³
99	仙波側配水流量計	○	佐野市仙波町	
100	仙波加圧所		佐野市仙波町	敷地面積 100.00 m ²
	加圧施設	○	〃	受水槽 SUS パネル造 V=17.7 m ³ 、加圧ポンプ
101	仙波減圧弁	○	佐野市仙波町	県道側歩道内
102	常盤第3浄水場跡地		佐野市仙波町	敷地面積 162.00 m ² 廃止
	浄水池	跡地	〃	
	常盤3号井	跡地	〃	
	高区配水池	跡地	〃	
103	常盤第3低区配水場跡地		佐野市仙波町	今宮神社敷地内 廃止
	低区配水池	跡地	〃	
104	氷室第2水源地		佐野市水木町	敷地面積 40.00 m ²
	氷室2号井	○	〃	浅井戸
105	氷室配水場		佐野市水木町	敷地面積 1,008.00 m ²
	管理棟	○	〃	8.4 m ² (計装設備)
	配水池	○	〃	RC 造 104.8 m ³
106	氷室第1水源地		佐野市水木町	敷地面積 624.00 m ²
	氷室1号井	○	〃	浅井戸
107	旧氷室配水場跡地		佐野市水木町	敷地面積 250.00 m ²
	配水池	跡地	〃	RC 造 V=120 m ³ (廃止)
108	氷室浄水場		佐野市水木町	敷地面積 162.00 m ²
	管理棟	○	〃	RC 造平屋建=72 m ²
	浄水池	○	〃	SUS パネル造 2 池式 V=210 m ³
	紫外線処理設備	予定	〃	令和9年度運用開始予定

別紙－2 貸与品(第8条関係)

【1. 完成図書】

番号	品名	数量	仕様等
1	各浄水場完成図書	一式	各浄水場施設内
2	佐野地区完成図書	一式	田沼浄水場内倉庫
3	葛生地区完成図書	一式	田沼浄水場内倉庫
4	田沼地区完成図書	一式	田沼浄水場内倉庫

【2. 鍵】

番号	品名	数量	仕様等
1	佐野地区	一式	セキュリティ錠含む
2	葛生地区	一式	〃
3	田沼地区	一式	〃

【3. マンホール開閉工具】

番号	品名	数量	仕様等
1	開閉用バール(十字キー)	一式	
2	開閉ハンドル	一式	

【4. バルブ開閉工具】

番号	品名	数量	仕様等
1	十字型開栓キー	一式	

別紙—3 水質確認及び捨水記録(第26条(2)エ 関係)

1. 実施方法

月1回、実施箇所にて時刻・残留塩素濃度値・捨水メーター記録値・月間合計値・日値を記録し、月間業務完了報告書に記載のうえ、発注者に提出すること。

2. 実施箇所

系統	名称	捨水メーターNo.	所在地	備考
閑馬浄水場系	金原(第3配水場)	672	閑馬町 1726-3 付近	
	沢口(末端)	675	閑馬町 1598-2 付近	
会沢配水場系	末端	—	会沢町 1370-1 付近	捨水メーター無し、高区配水圧力逃がしの為、捨水
	宇津野洞窟	—	会沢町 1074	給水栓にて残留塩素濃度のみ測定
野上北浄水場系	個人宅南	30292	作原町 2725-1 付近	
	個人宅東	30293	作原町 1508-2 付近	
下彦間浄水場系	須花トンネル東	2	下彦間町 3451-1 付近	近隣住民の要望により捨水
飛駒浄水場系	根古屋亭	665	飛駒町 2286-1 付近	捨水閉栓中、根古屋亭付近の公衆トイレにて残留塩素濃度のみ測定
	末端	63328	飛駒町 883-2 付近	
田沼浄水場系	戸奈良末端	57303	岩崎町 3619 付近	残留塩素濃度測定場所:AWS 団地公園
野上中浄水場系	末端	—	白岩町 4-4 付近	捨水メーター無し(残留塩素濃度のみ測定)
葛生浄水場系	中農村公園	—	中町内	給水栓にて残留塩素濃度のみ測定
氷室浄水場系	氷室農村公園	—	柿平町 454-1	給水栓にて残留塩素濃度のみ測定
鉢木浄水場系	葛生清掃センター	—	あくと町 3360	給水栓にて残留塩素濃度のみ測定
常盤第2浄水場系	親水公園	—	牧町 2187	給水栓にて残留塩素濃度のみ測定
	常盤第2仙波側末端	—	仙波町内	捨水メーター無し(残留塩素濃度のみ測定)
大橋浄水場	水道メーター	1280	大橋町 1165	使用量のみ確認
田沼浄水場	水道メーター	529	戸室町 11-1	使用量のみ確認
堀米配水場系	佐野地区南末端東	76691	船津川町 78-2 付近	
	佐野地区南末端西	54859	船津川町 28-1 付近	

別紙—4 次亜塩素酸ナトリウム購入に関する仕様(第26条(2)オ 関係)

1 次亜塩素酸ナトリウムの仕様

納品される次亜塩素酸ナトリウムは、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第16号に規定する基準に適合するものであり、かつ、品質が日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム(JWWA K120:2008-2)で特級以上であるものに限る。

2 年間使用予定量(次亜塩素酸ナトリウム)及び納入箇所

(1) ローリーによる搬入予定量35,500kg

搬入場所	所在地	備考
大橋浄水場(佐野市上下水道局)	佐野市大橋町	
菊川浄水場	佐野市堀米町	
石塚浄水場	佐野市石塚町	

(2) 20kg入り使用予定量770個

搬入場所 現地搬入及びタンクへの補充(空ケース処分込み)

搬入場所	所在地	備考
小中浄水場	佐野市小中町	
上羽田浄水場	佐野市上羽田町	
田沼浄水場	佐野市戸室町	
多田浄水場	佐野市多田町	
船越浄水場	佐野市船越町	
戸奈良浄水場	佐野市戸奈良町	
飛駒浄水場	佐野市飛駒町	
下彦間浄水場	佐野市下彦間町	
閑馬浄水場	佐野市閑馬町	
野上南浄水場	佐野市長谷場町	
野上中浄水場	佐野市作原町	
野上北浄水場	佐野市作原町	
葛生浄水場	佐野市葛生東	
鉢木浄水場	佐野市鉢木町	
会沢配水場	佐野市会沢町	
常盤第1浄水場	佐野市豊代町	
常盤第2浄水場	佐野市牧町	
氷室浄水場	佐野市水木町	

3 その他

納品される次亜塩素酸ナトリウムについて、「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1の基準の検査結果、もしくは日本水道協会認定登録品は認定登録証の写しを契約後速やかに提出すること。

別紙—5 個別排水処理施設料金調達の対象施設(第26条(2)ケ 関係)

施設名	下水道等使用量(参考)
菊川浄水場	定額
旧北部営業所(田沼浄水場)	浄化槽法に基づく保守点検、検査。年1回の汲み取り。
旧葛生営業所(葛生浄水場)	定額

別紙—6 残留塩素計及び濁度計外保守点検業務仕様(第26条(3)ア 関係)

1. 点検計画

施設名	機器名	型式	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
大橋 浄水場	調整池水位計	投込式	○				
	残留塩素計	電極式	○		○		○
	取水濁度計 (紫外線室内)	表面散乱光式		○		○	
菊川 浄水場	配水圧力計		○				
	残留塩素計	電極式			○		○
	1号取水濁度計	表面散乱光式		○		○	
	紫外線照射装置 流入側濁度計	表面散乱光式	○		○		○
石塚 浄水場	配水流量計	超音波式	○				
	配水圧力計		○				
	残留塩素計	電極式		○		○	
	取水濁度計	表面散乱光式		○		○	
小中 浄水場	残留塩素計	電極式		○		○	
	3号取水濁度計	表面散乱光式	○		○		○
	4号取水濁度計	表面散乱光式		○		○	
	取水濁度計 (1号-2号)	表面散乱光式	○		○		○
上羽田 浄水場	残留塩素計	電極式		○		○	
	取水濁度計	表面散乱光式		○		○	
上川原 水源地	取水濁度計	表面散乱光式		○		○	
田沼 浄水場	残留塩素計	電極式		○		○	
	取水濁度計	前方散乱光式		○		○	
多田 浄水場	残留塩素計	電極式		○		○	
	濁度計	前方散乱光式	○		○		○
戸奈良 浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
	濁度計 (No.1 浄水池)	前方散乱光式		○		○	
	濁度計 (No.2 浄水池)	前方散乱光式		○		○	
船越 浄水場	残留塩素計	電極式		○		○	
	濁度計(取水)	前方散乱光式		○		○	
	戸室減圧弁	コンフロー減圧弁	○	○	○	○	○

別紙—6 残留塩素計及び濁度計外保守点検業務仕様(第26条(3)ア 関係)

施設名	機器名	型式	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
閑馬浄水場	直送配水流量計	電磁式	○				
	第3配水池水位計	投込式	○				
	第4配水池水位計	投込式	○				
	残留塩素計	電極式		○		○	
	(第1取水)濁度計	前方散乱光式		○		○	
	(第2取水)濁度計	前方散乱光式	○		○		○
	山形減圧弁	セルオートバルブ 2形	○	○	○	○	○
下彦間浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
	下彦間減圧弁	コンフロー減圧弁	○	○	○	○	○
飛駒浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
	飛駒減圧弁	WVR-02CN-BL 型	○	○	○	○	○
	濁度計	表面散乱光式		○		○	
	飛駒南減圧弁	SD オートバルブ	○	○	○	○	○
野上南浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
野上中浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
	白岩減圧弁	セルオートバルブ 2形	○	○	○	○	○
野上北浄水場	残留塩素計	電極式		○		○	
	小戸減圧弁	セルオートバルブ 2形	○	○	○	○	○
	濁度計	前方散乱光式	○		○		○
葛生浄水場	濁度計	表面散乱光式	○		○		○
	残留塩素計	電極式	○		○		○
	中1号減圧弁	RD-14CN-BL 型	○	○	○	○	○
	中2号減圧弁	RD-14CN-BL 型	○	○	○	○	○
鉢木浄水場	濁度計	表面散乱光式	○		○		○
	残留塩素計	電極式	○		○		○
会沢配水場	流入残塩計	電極式		○		○	
	流出残塩計	電極式		○		○	
	水位調整弁	MFF-100+LS(V)型					○
常盤第1浄水場	濁度計	表面散乱光式	○		○		○
	残留塩素計	電極式	○		○		○
常盤第2浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
	仙波減圧弁	RD-14CN-BH 型	○	○	○	○	○
氷室浄水場	残留塩素計	電極式	○		○		○
	濁度計	表面散乱光式		○		○	

別紙—6 残留塩素計及び濁度計外保守点検業務仕様(第26条(3)ア 関係)

2. 点検項目(下記項目のうち、構造上機能が有り必要となる項目)

(1) 濁度計(表面散乱光方式)

- ・異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無の確認
- ・取付状態の確認
- ・測定水流量調節
- ・測定槽、脱泡槽、水廻り配管のフラッシング及び水漏れ確認
- ・測定槽の水平状態確認、調整
- ・指示計と出力電流の比較調整
- ・端子の増締め
- ・光学ランプの電圧、劣化の状態確認
- ・自動洗浄機能の確認
- ・ゼロ水フィルタの状態確認
- ・ゼロ、スパン調整
- ・その他、機器固有の点検項目の確認

(2) 減圧弁、水位調整弁

- ・ボディー、カバーの外観の状態
- ・ボディーOリングの状態の確認(Oリングにはシリコングリースを塗布)
- ・ディスク部状態の確認
- ・ベンザ部状態の確認(Oリングにはシリコングリースを塗布)
- ・ダイヤフラム部状態の確認(シールリングおよびベンザオサエの摺動部にシリコングリースを塗布)
- ・バネケース部状態の確認
- ・ロッドシールボディーの確認
- ・ボディーの吸排気口の確認
- ・圧力計(一次圧、二次圧)の動作確認
- ・インジケーターによる動作確認
- ・Pストレーナの清掃
- ・ニードル弁の確認
- ・小配管類の確認
- ・パイロットバルブの確認
- ・その他目視による確認
- ・その他、機器固有の点検項目の確認

(3) 流量計(超音波流量計)

- ・異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無の確認
- ・検出部取付状態の確認
- ・計器内外部の清掃
- ・締付部の増締め
- ・振動子取付位置の確認及び取付ワイヤー等のゆるみ点検
- ・振動子、同軸ケーブルの絶縁抵抗測定
- ・送受信波形観測及び基本回路部動作確認
- ・模擬入力による入出力変換特性試験
- ・零点確認及び調整
- ・パラメータの確認(機能のあるもの)
- ・データ照合

別紙—6 残留塩素計及び濁度計外保守点検業務仕様(第26条(3)ア 関係)

(4) 水位計

① 静電容量式レベル計

- ・ 外観の確認
- ・ 指示計、表示灯の確認
- ・ 取付状態の確認
- ・ 計器内外部の清掃
- ・ 締付部の増締め
- ・ プローブ検出部の絶縁抵抗測定
- ・ 等価入力による入出力変換特性試験
- ・ 再現性の確認
- ・ 実レベルでの実測比較調査
- ・ その他、機器固有の点検項目の確認

② 投込圧力式レベル計

- ・ 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無の確認
- ・ 外観の確認
- ・ 指示計、表示灯の確認
- ・ 計器内外部の清掃
- ・ 端子の緩み点検及び締付部の増締め
- ・ 中空ケーブル、吊下チェーン、本体ベローズ等の損傷及び腐食の有無の確認
- ・ 検出部の膨張又は収縮の有無確認
- ・ プリント板(避雷、変換器)の異常の有無確認
- ・ 大気補正用パイプの詰まり、折損の有無確認
- ・ 実加圧による入出力変換特性試験
- ・ 実レベルでの実測比較調査
- ・ 信号ケーブルと対アース間の絶縁抵抗測定
- ・ 電源及び信号ケーブルと対アース間の電圧測定
- ・ その他、機器固有の点検項目の確認

(5) 残留塩素計(無試薬)

- ・ 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無の確認
- ・ ゼロ、スパン調整
- ・ 実測値と指示値の比較
- ・ 測定水流量調節
- ・ 指示計と出力電流の比較調整
- ・ 締付部の増締め
- ・ 回転電極と電極リード線間の接触抵抗測定
- ・ 回転電極と温度補償部の絶縁抵抗測定
- ・ ビーズの劣化判定及び補充
- ・ 回転電極水銀溜の清掃
- ・ パラメータの確認(機能があるもの)
- ・ 脱泡槽及び水廻り各部の清掃
- ・ ビーズの清掃
- ・ その他、機器固有の点検項目の確認

3. 調整作業 1式

4. 消耗品等

- ・ 点検時に使用する清掃用消耗品(ウェス、クリーナー等)及び計器用潤滑油脂類
- ・ 計器及び計測盤用の軽易な消耗品(表示用ランプ、計器用ヒューズ、抵抗、トランジスタ、ダイオード等)

別紙—7 自家用電気工作物点検業務仕様（第26条(3)イ 関係）

1. 自家用電気工作物点検の対象場所等

施設名	設備容量 (KVA)	受電電圧 (KV)	予備発電装置		点検の種類	備考
			出力 (KVA)	設置数		
小中浄水場	200	6.6	200	1	①高圧設備	
石塚浄水場	150	6.6	180	1	①高圧設備	
上羽田浄水場	100	6.6	127	1	①高圧設備	
大橋浄水場	500	6.6	375	1	①高圧設備	
上川原水源地	200	6.6	120	1	①高圧設備	
菊川浄水場	620	6.6	375	1	①高圧設備	
田沼浄水場	150	6.6	130	1	①高圧設備	
多田浄水場	200	6.6	200	1	①高圧設備	
閑馬浄水場	150	6.6	100	1	①高圧設備	
葛生浄水場	150	6.6	180	1	①高圧設備	
鉢木浄水場	150	6.6	200	1	①高圧設備	
常盤第1浄水場	40	0.2	85	1	②低圧設備	
会沢配水場	22	0.2	100	1	②低圧設備	
菊川西水源地	52	0.2	100	1	②低圧設備	
飛駒浄水場	33	0.2	200	1	②低圧設備	

2. 点検の種類

①高圧設備

電気工作物		点検項目	月次 点検	年次点検	
				1回/年	1回/3年
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	区分開閉器 引込線等 [架空電線、支持物、ケーブル]	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
	電力ヒューズ	絶縁油の点検・試験		○	○
		外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○

別紙一 7 自家用電気工作物点検業務仕様 (第26条(3)イ 関係)

① 高压設備

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	
				1回/年	1回/3年
受電設備(第一受電設備以降も含む)	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		漏洩電流測定	○	○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	その他の高压機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	配電盤制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		継電器と遮断器との連動試験		○	○
		計器校正試験			○
変電所の建物・室・キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
	絶縁診断測定		○	○	
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○	○	
配電設備	配電線路 [架空電線、支持物、ケーブル]	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他の高压機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	接地装置	外観点検	○	○	○
接地抵抗測定			○	○	
非常用予備発電設備	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○

別紙一 7 自家用電気工作物点検業務仕様 (第26条(3)イ 関係)

① 高压設備

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	
				1回/年	1回/3年
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧、比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
接地抵抗測定			○	○	
負荷設備	配線、配線器具 その他の機器 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○

② 低压設備

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	
				1回/年	1回/3年
引込口 配線	引込線等	外観点検	○	○	○
配電設備	配電線路 [架空電線、支持物、ケーブル]	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断路器、開閉器 計器用変成器 コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
非常用予備発電設備	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧、比重、液温測定		○	○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
負荷設備	配線、配線器具 その他の機器 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○

別紙—8 消防設備・危険物施設の点検対象と内容(第26条(3)イ 関係)

1. 消防設備・危険物施設の点検対象施設

施設名	種類	細別	単位	数量	備考
大橋浄水場	地下タンク貯蔵所	灯油	基	1	1,950ℓ
菊川浄水場	地下タンク貯蔵所	灯油	基	1	3,000ℓ
石塚浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 300ℓ
上羽田浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 390ℓ
上川原水源地	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 490ℓ
小中浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 600ℓ
菊川西水源地	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 300ℓ
田沼浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 950ℓ
多田浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 950ℓ
閑馬浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 390ℓ
飛駒浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 390ℓ
葛生浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 490ℓ
鉢木浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 500ℓ
会沢配水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 390ℓ
常盤第1浄水場	少量危険物貯蔵所	軽油	基	1	最大 390ℓ

別紙—8 消防設備・危険物施設の点検対象と内容(第26条(3)イ 関係)

2. 点検内容

少量危険物貯蔵所

点検項目	点検内容	点検方法
燃料槽・ピット	漏洩の有無	目視
	損傷の有無	目視
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視
配管・バルブ等	漏えいの有無	目視
	変形、損傷の有無	目視
	塗装状況及び腐食の有無	目視
	固定の適否	目視

地下タンク貯蔵所

点検項目	点検内容	点検方法	
上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視	
タンク本体	漏洩の有無	目視	
通気管等	通気管	固定状況の適否	目視
		腐食、損傷の有無	目視
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視
	安全装置	腐食、損傷の有無	取外し等による機能試験
		作動状況	目視
可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視	
計測装置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視
		作動状況及び指示の適否	目視
	圧力計	損傷の有無	目視
		取付部のゆるみ等の有無	目視
計測装置	計量口	蓋の閉鎖状況	目視
		変形、損傷の有無	目視
漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	目視	
漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視	
	警報装置の機能の適否	作動確認	
注入口	変形、損傷の有無	目視	
	接地電極損傷の有無	目視	
	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定	
注入口ピット	亀裂、損傷、滯油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視	
配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	目視
		変形、損傷の有無	目視
		塗装状況及び腐食の有無	目視
		固定の適否	目視
	点検ボックス	亀裂、損傷、滯油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視
バルブ	漏えい、損傷等の有無	目視	

別紙—8 消防設備・危険物施設の点検対象と内容(第26条(3)イ 関係)

点検項目		点検内容	点検方法
配管・バルブ等	バルブ	開閉機能の適否	目視
		端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視
		防食電位(電流)の適否	電位計による測定
ポンプ設備	ポンプ	変形、損傷の有無	目視
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視
		塗装状況及び腐食の有無	目視
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト等
	ポンプアース	断線の有無	目視
		取付部のゆるみ等の有無	目視
		接地抵抗値の適否	接地抵抗測定
	囲い、床、ためます、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視
	建家及び附属設備	屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視
換気・排出設備等の損傷の有無及び機能の適否		目視	
照明設備の損傷の有無		目視	
電気設備	配線及び機器の損傷の有無	目視	
	機能の適否	作動確認	
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視	
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視	
警報設備	損傷の有無	目視	
	機能の適否	作動確認	

別紙—8 消防設備・危険物施設の点検対象と内容(第26条(3)イ 関係)

3. 消火器の点検・取替

設置場所		形式	設置数量	設置年	
上川原水源地	変電室	ABC10	1	2024	
	発電機室	ABC10	1	2024	
	燃料室	ABC10	1	2024	
小中浄水場	管理棟(発電機室(旧水源地))	ABC10	2	2025	
	電気室	ABC10	2	2025	
	発電機室	ABC10	1	2025	
	ポンプ室	ABC10	2	2025	
大橋浄水場	旧庁舎 (計装室・会議室・監視室)	ABC10	3	2024	
	直流電源盤	ABC10	1	2024	
	ポンプ室	ABC10	1	2024	
	燃料タンク	ABC10	2	2024	
	発電機室	ABC10	3	2024	
	高圧受変電盤	ABC10	1	2024	
	紫外線処理棟	ABC10	4	2025	
市の沢浄水場	計装室(廃止施設)	ABC10	1	2017	
	発電機室(廃止施設)	ABC10	1	2017	
	ポンプ室(廃止施設)	ABC10	1	2017	
石塚浄水場	計装室	ABC10	1	2017	
	ポンプ室	ABC10	1	2017	
	発電機室	ABC10	1	2017	
	屋外高圧盤	ABC10	1	2025	
上羽田浄水場	計装室	ABC10	2	2026	
	自家発電室	ABC10	2	2026	
菊川浄水場	旧建屋	ABC10	2	2026	
	紫外線処理棟	ABC10	1	2022	
	新建屋	燃料タンク	ABC10	3	2026
		発電機室	ABC10	3	2026
		ポンプ室	ABC10	1	2026
		計装室	ABC10	2	2026
		次亜室	ABC10	1	2026
高圧受電盤	ABC10	1	2021		
菊川西水源地	発電機室	ABC10	2	2026	
奈良渕浄水場	計装室(廃止施設)	ABC10	1	2025	
	発電機室(廃止施設)	ABC10	2	2025	
堀米配水場	計装室	ABC10	1	2025	
上富士加圧所	旧管理棟(廃止施設)	ABC10	1	2025	
田沼浄水場	倉庫 1F、2F	ABC10	5	2025×4、2018×1	
	浄水場西側壁掛	ABC10	1	2026	
	紫外線処理棟	ABC10	5	2021	
	旧営業所	ABC10	5	2024×4、2025×1	

別紙—8 消防設備・危険物施設の点検対象と内容(第26条(3)イ 関係)

設置場所		形式	設置数量	設置年
多田浄水場	受電盤、電気室、旧管理棟	ABC10	3	2026×1、2020×1、2022×1
	紫外線処理棟	ABC10.11	3	2019
戸奈良浄水場		ABC10	2	2022×1、2026×1
船越浄水場		ABC10	1	2026
閑馬浄水場		ABC10	6	2025×3、2026×3
閑馬第2加圧所		ABC10	1	2022
閑馬第3加圧所		ABC10	1	2026
閑馬第4加圧所		ABC10	1	2026
下彦間浄水場		ABC10	1	2026
飛駒南浄水場(廃止施設)		ABC10	1	2026
飛駒浄水場	次亜室	ABC10	1	2022
	発電機室	ABC10	2	2021
野上南浄水場		ABC10	1	2026
野上中浄水場		ABC10	1	2026
野上北浄水場		ABC10	1	2026
唐沢加圧所		ABC10	1	2026
葛生浄水場	旧葛生営業所	ABC10	2	2026
	管理棟	ABC10	4	2017
鉢木浄水場		ABC10	3	2017
常盤第1浄水場		ABC10	3	2017
常盤第2浄水場		ABC10	1	2021
仙波加圧所		ABC10	1	2021
氷室配水場		ABC10	1	2021
会沢配水場		ABC10	3	2022×1、2024×2
氷室浄水場		ABC10	3	2017

別紙—9 蓄電池設備の修繕業務仕様(第26条(4)ア 関係)

1. 修繕計画

蓄電池の劣化状況に応じて、性能を維持するために第18条の範囲で修繕を行うこと。

施設名	機器名	用途分類	型式	数量
菊川浄水場	鉛蓄電池	発電機始動用	据置鉛蓄電池	12 個
菊川西水源地	小型 UPS (菊川浄水場)	無停電電源装置		
		発電機始動用	制御弁式鉛蓄電池	
大橋浄水場	鉛蓄電池	発電機始動用	据置鉛蓄電池	12 個
	小型 UPS	無停電電源装置		
堀米配水場	小型 UPS	無停電電源装置		
上羽田浄水場	鉛蓄電池	発電機始動用	据置鉛蓄電池	12 個
石塚浄水場	鉛蓄電池	発電機始動用	据置鉛蓄電池	12 個
田沼北水源地	小型 UPS	無停電電源装置		
田沼北 4 号水源地	小型 UPS(4 号井)	無停電電源装置		
田沼配水場	小型 UPS	無停電電源装置		
田沼浄水場	小型 UPS	無停電電源装置		
		発電機始動用	制御弁式鉛蓄電池	2 個
多田浄水場		発電機始動用	制御弁式鉛蓄電池	2 個
鉢木浄水場	触媒栓シール型鉛蓄電池	発電機始動用	据置鉛蓄電池	12 個
野上北浄水場	小型 UPS	無停電電源装置		
船越配水場	小型 UPS	無停電電源装置		
小戸配水場	小型 UPS	無停電電源装置		
閑馬浄水場	触媒栓シール型鉛蓄電池	発電機始動用	据置鉛蓄電池	4 個
	小型 UPS	無停電電源装置		
閑馬第 2 加圧所	小型 UPS	無停電電源装置		
閑馬第 3 加圧所	小型 UPS	無停電電源装置		
閑馬第 2 配水場	小型 UPS	無停電電源装置		
閑馬第 4 加圧所	小型 UPS	無停電電源装置		
飛駒浄水場	小型 UPS	無停電電源装置	制御弁式鉛蓄電池	
氷室浄水場	小型 UPS	無停電電源装置		

別紙—10 配水池清掃仕様(第26条(6)イ 関係)

1. 目的

本清掃業務は、水道施設(配水池)を使用しながら、かつ、断水することなく通常どおりに水道水の供給をしながら、配水池清掃専用の水中ロボット(以下「ロボット」という。)にて、配水池の底版に堆積した沈殿物等を除去することを目的とする。

2. 実施箇所

施設名 対象施設	構造	容量 m ³	底面積 m ²	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
大橋浄水場 調整池	RC	1,000	200		○			
堀米配水場 No.2 配水池	RC	7,000	1,100					○
菊川浄水場 調整池	RC	700	230			○		
田沼配水場 配水池	PC	1,600	260	○				
戸奈良配水場 配水池	PC	1,500	225		○			
鉢木配水場 配水池	PC	3,040	380			○		
下彦間配水場 配水池	RC	167	52				○	
氷室配水場 配水池	RC	105	35	○				

3. 実施方法

- (1) 本業務は飲料水に関連した施設の清掃作業のため、作業を実施するに当たり、特に衛生面に留意し常に清潔を保持しなければならない。また、作業従事者は定期的に赤痢菌等腸内細菌検査を受け、異常のない者とする。
- (2) 本業務はロボットを使用するものとする。
- (3) 水槽内に入れる機材は全て塩素消毒を行わなければならない。塩素消毒は水槽に入れる度ごとに行うものとする。
- (4) 底版清掃は、水槽内で濁水等を発生することなく行わなければならない。
- (5) 収集した沈殿物は、環境等に配慮し、発注者及び監督職員の了解のもとで処理するものとする。
- (6) 底版および水槽の壁、配管などの水槽本体の調査も同時に行うものとする。調査の際、必要に応じてその映像または写真を記録として保存するものとする。
- (7) 業務完了時には作業内容と作業工程毎の作業写真を記載した文書による報告書と映像による報告書を提出するものとする。
- (8) ロボットで出来ない場合は、潜水土等により実施するものとする。

別紙— 1 1 清掃対象範囲（第26条(6)イ 関係）

1. 清掃対象範囲

施設名	清掃箇所	床面積 (単位：㎡)	備考
小中浄水場	管理棟（発電機室（旧水源地））	39	
	ポンプ室 1F	126	
	電気室 2F	231	
	滅菌室		
	発電機室		
石塚浄水場	ポンプ室	175.68	
	電気室（ポンプ棟）		
	滅菌室		
	発電機室	80	
	電気室（自家発電棟）		
上羽田浄水場	ポンプ室	253.8	
	電気室		
	発電機室		
	滅菌室	9.3	
大橋浄水場	中央監視装置室	90	
	旧庁舎中央監視室		
	ポンプ室	114	
	発電機室	60	
	紫外線処理室	214	
	滅菌室	35.21	
	着水井棟	36	
菊川浄水場	配水ポンプ室	433	
	電気室（配水ポンプ棟）		
	発電機室		
	滅菌室		
	送水ポンプ室	273	
	電気室（送水ポンプ棟）		
	事務室		
	着水井上屋	36	
	紫外線処理室	100.9	
	トイレ	6	
菊川西水源地	発電機室	75	
堀米配水場	電気室	57.24	
田沼浄水場	送水ポンプ室	27	
	滅菌室	15.18	
	トイレ（2室）	13.48	9.45+4.03
多田浄水場	電気室・滅菌室	61.13	
戸奈良浄水場	電気室	15.3	
	滅菌室	11.97	
船越浄水場	送水ポンプ室	30.52	
	滅菌室	10.71	

別紙— 1 1 清掃対象範囲（第26条(6)イ 関係）

施設名	清掃箇所	床面積 (単位：㎡)	備考
閑馬浄水場	ポンプ室	196.27	
	電気室		
	滅菌室		
	発電機室		
下彦間浄水場	電気室	7.45	
	滅菌室	7.46	
飛駒浄水場	ポンプ室	30	
	滅菌室	5	
野上南浄水場	電気室	16.5	
	滅菌室		
	送水ポンプ室	2.4	
野上中浄水場	滅菌室	5.69	
	電気室・ポンプ室	8.88	
野上北浄水場	電気室	13.2	
	滅菌室		
葛生浄水場	ポンプ室	168.48	4.75+4.16
	電気室		
	発電機室		
	トイレ(2室)	8.91	
鉢木浄水場	ポンプ室	324.4	
	電気室		
	滅菌室		
	発電機室		
会沢配水場	電気室	174	
	ポンプ室		
	発電機室		
常盤第1浄水場	ポンプ室	168.48	
	電気室		
	発電機室		
	滅菌室	6	
常盤第2浄水場	ポンプ室	27.84	
	滅菌室		
氷室配水場	滅菌室、電気室	8.4	
氷室浄水場	管理棟	72	

別紙—1 2 除草等管理の対象範囲等（第26条(6)ウ 関係）

1. 除草管理対象

施設番号	施設名	面積(m ²)	除草回数	集草	落葉収集	備考
1	市の沢浄水場跡地	1,573.00	3	有	無	
2	小中浄水場	4,233.00	3	有	有	水源南側のみ集草
3	石塚浄水場	1,309.00	2	有	無	
4	石塚3号水源地	46.00	3	有	無	
5	石塚4号水源地	577.00	3	有	無	
6	寺久保加圧所	30.11	3	有	無	
7	上羽田浄水場	4,481.00	4	有	無	
8	大橋浄水場	8,946.41	3	有	無	
9	大橋2号水源地	1,115.00	2	有	無	
10	大橋3号水源地	64.00	2	有	無	
11	上川原水源地	1,258.00	4	無	無	
12	菊川浄水場	5,321.00	3	有	無	
13	菊川西水源地	2,322.00	1	無	無	
14	奈良渕浄水場跡地	3,081.00	2	有	無	
15	奈良渕3号水源地跡地	276.00	2	有	無	
16	堀米配水場	10,752.00	2	有	有	
17	菰川加圧所	35.00	2	無	無	
18	上富士加圧所	223.00	3	無	無	
19	黒袴加圧所跡地	235.00	2	無	無	
20	君田用地	1,712.00	2	無	無	
21	高橋用地	43,417.00	4	無	無	
22	足利用地	797.00	2	無	無	
23	田沼浄水場	2,878.00	0	有	無	
24	田沼西水源地	13.39	0	有	無	
25	田沼北水源地	740.00	0	無	無	
26	田沼北4号水源地	609.20	2	有	有	
27	田沼配水場	3,838.00	3	無	無	
28	多田浄水場	6,683.00	4	無	無	
29	多田配水場	2,592.85	3	無	無	
30	山越加圧所	7.95	3	無	無	
31	丸岳加圧所	34.17	3	無	無	
32	丸岳配水場	55.00	1	無	無	
33	唐沢加圧所	24.00	3	無	無	
34	唐沢受水槽	100.00	2	無	無	
35	戸奈良浄水場	1,021.00	3	有	有	
36	戸奈良3号水源地	289.00	3	無	無	
37	戸奈良配水場	1,812.00	2	無	無	
38	船越浄水場	663.23	1	無	無	
39	船越配水場	4,969.00	2	無	無	
40	閑馬浄水場	1,092.10	4	無	有	

別紙— 1 2 除草等管理の対象範囲等 (第 2 6 条(6)ウ 関係)

施設番号	施設名	面積(m ²)	除草回数	集草	落葉収集	備考
41	閑馬 1 号水源地	23.00	2	無	有	
42	閑馬 2 号水源地	14.31	2	無	有	
43	閑馬第 1 高区配水場跡地	315.00	1	無	無	
44	閑馬第 2 加圧所	171.00	4	無	有	
45	閑馬第 2 加圧所跡地	53.51	1	無	無	
46	閑馬第 2 配水場	603.00	2	無	有	
47	閑馬第 3 加圧所	77.00	3	無	無	
48	閑馬第 3 配水場	184.00	1	無	無	
49	閑馬第 4 加圧所	92.00	3	無	無	
50	閑馬第 4 配水場	141.00	1	無	無	
51	下彦間浄水場	138.00	0	無	無	
52	下彦間配水場	598.00	2	無	無	
53	飛駒南浄水場跡地	251.00	2	無	無	
54	飛駒南水源地跡地	54.00	2	無	無	
55	飛駒南配水場跡地	1,038.00	1	無	無	
56	飛駒浄水場	709.70	4	無	無	
57	飛駒 3 号水源地	402.29	3	無	無	
58	飛駒高区配水場	330.00	2	無	無	
59	飛駒低区配水場跡地	208.00	1	無	無	
60	中山加圧所	67.00	3	無	無	
61	寺沢第 1 加圧所	43.00	3	無	無	
62	寺沢第 2 加圧所	6.77	2	無	有	
63	黒沢加圧所	79.12	3	無	無	
64	野上南浄水場	686.00	4	無	無	
65	野上南配水場	784.00	2	無	無	
66	野上中浄水場	644.00	2	無	無	
67	野上中水源地	19.00	3	無	無	
68	野上中配水場	612.00	2	無	無	
69	野上北浄水場	186.00	2	有	有	
70	野上北水源地	85.00	3	無	無	
71	小戸配水場	1,119.00	2	無	有	
72	大戸加圧所	68.61	2	無	無	
73	大戸配水場	230.00	2	無	有	
74	葛生浄水場	5,262.00	4	無	無	
75	葛生配水場	1,247.64	2	無	無	
76	葛生配水流量計室	10.00	2	無	無	
77	鉢木浄水場	3,098.00	4	無	無	
78	鉢木配水場	1,399.00	2	無	無	
79	時の子送水場跡地	33.00	2	無	無	
80	会沢浄水場跡地	535.00	3	無	無	
81	会沢配水場跡地	158.00	1	無	無	

別紙— 1 2 除草等管理の対象範囲等（第 2 6 条(6)ウ 関係）

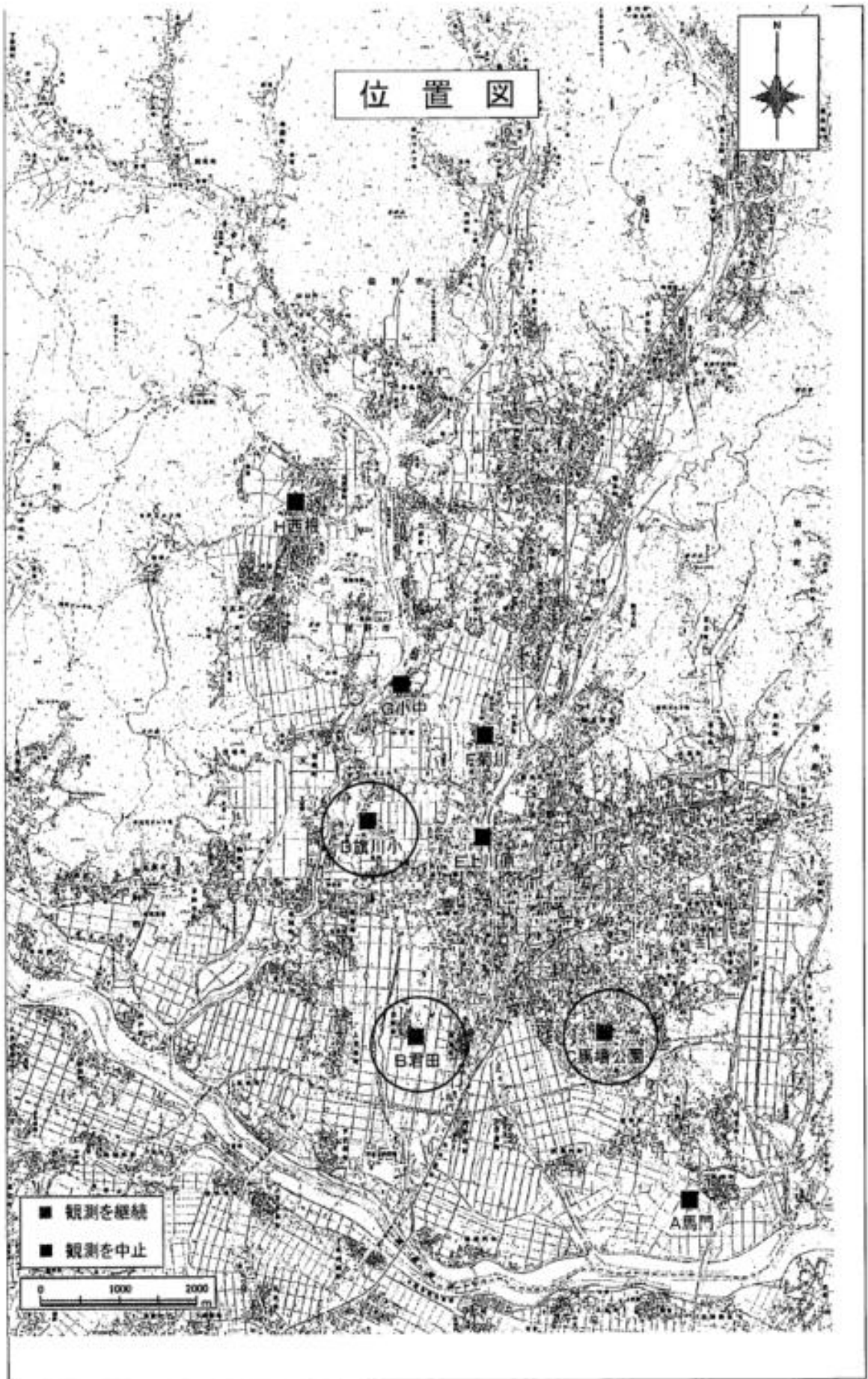
施設番号	施設名	面積(m ²)	除草回数	集草	落葉収集	備考
82	会沢配水場	887.87	3	有	無	
83	常盤第 1 浄水場	1,555.00	4	無	無	
84	常盤第 1 配水場跡地	264.00	1	無	無	
85	常盤第 2 浄水場	382.28	3	無	無	
86	常盤 5 号水源地	44.00	3	無	無	
87	常盤第 2 配水場	197.00	1	無	無	
88	牧減圧槽	132.00	1	無	無	
89	牧側配水流量計		2	無	無	
90	仙波減圧槽	72.00	1	無	無	
91	仙波側配水流量計		3	無	無	
92	仙波加圧所	100.00	3	無	無	
93	常盤第 3 浄水場跡地	162.00	1	無	無	
94	常盤第 3 低区配水場跡地		1	無	無	
95	氷室第 2 水源地	40.00	3	無	無	
96	氷室配水場	1,008.00	2	無	無	
97	氷室第 1 水源地	624.00	3	無	無	
98	旧氷室配水場跡地	250.00	1	無	無	
99	氷室浄水場	162.00	4	無	無	
100	秋山川水管橋(赤坂町)	100.00	1	無	無	
101	高橋用地(接道、側溝浚渫)		1	無	無	
102	下田橋水管橋		1	無	無	
103	堀米町水管橋(菊川送水管)		1	無	無	
104	渡良瀬川取水施設		1	無	無	
105	旧会沢浄水場法面		1	無	無	
106	袋川水管橋		1	無	無	
107	旗川水管橋脚		1	無	無	

別紙－ 1 3 可搬式中型発電機仕様(第 2 6 条(7) 関係)

1. 数量 1 台
2. 期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日
3. 保管場所 佐野市上下水道局田沼浄水場倉庫(佐野市戸室町 11-1)
4. 可搬式中型発電機主要仕様
 発電容量 : 20/25 kVA 以上
 出力(三相・50Hz) : 20kVA 以上
 電圧 : 200V
5. 保守点検 非常時に支障なく運転できるよう、必要に応じて点検整備、試運転を行うこと

別紙－14 地下水位観測仕様(第26条(8)関係)

1. 適用範囲 記載されていない事項については、「栃木県業務委託標準仕様書」に準拠する。
2. 実施箇所 佐野市君田町外 (3箇所)
位置図を次ページに示す。
3. 業務内容及び成果品
本業務の内容は次のとおりである。
 - 地下水位観測データは、観測井戸ごとに色分けした折線グラフにより連続的に表示すること。
 - 降水量は、栃木県農業試験場佐野原種農場の観測データを採用すること。なお、機器等の故障により欠測が生じた場合は最寄りの観測データを使用することが出来るものとする。
 - 報告書は2か月ごとに提出するものとし、業務完了時には1年間の観測結果の概要及び井戸ごとに経年変化のわかる折線グラフも添付すること。
 - 観測井戸1カ所ごとに月1回観測データを収集し、一年で12回の観測を3カ所の観測井戸でそれぞれ行うものとする。
 - 提出部数は2部とする。



別紙—15 リスク責任分担（第34条関係）

	対象項目	役割分担	
		発注者	受注者
1 財産管理	①行政財産使用許可	○	
	②占用許可申請	○	
	③借地に係る事務	○	
2 運転管理	①苦情処理		
	・苦情初期対応(電話対応)		○
	・苦情対応(現場対応)	○	
	②停電		
	・落雷等による停電初期対応		○
	・送電事故に伴う地域大規模停電	○	○
	③施設事故(薬品漏洩、場内配管破損等)		
	・初期対応		○
	・減断水を伴わない事故		○
	・減断水を伴う事故	○	○
④水運用			
・軽微な水運用		○	
・平常時、事故時の水運用	○	○	
3 浄水処理管理	①平常時の処理		○
	②施設故障時の処理		
	・供給水質に影響を与えない事態		○
	・減断水を伴う事態	○	○
	③水質異常時の処理		
	・供給水質に影響を与えない事態		○
・減断水を伴う事態	○	○	
4 保全管理	①点検		○
	②修繕		○
	③埋設配管漏水復旧(場内配管)	○	○
	④施設改良	○	
	⑤電気主任技術者		○
	⑥危険物取扱者		○
5 防災	①地震(震度 4 以上)		
	・委託施設(浄水場等)	○	○
	・委託外施設(配水管等)	○	
	②大雨(警報以上)		
	・委託施設(浄水場等)	○	○
	・委託外施設(配水管等)	○	
	③火災		
	・初期対応(消防通報・発注者への通報)		○
	・火災に伴う対応	○	○
④栃木県及び市の防災体制に基づく業務	○		

※ 注意 発注者、受注者双方に○が付いているものは、状況に応じ、発注者受注者の両者にリスク責任が発生することが考えられることから、協議等により、リスクの分担を図る。